

千葉県大学市長賞表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県・大学連絡会議を構成する大学及び短期大学（以下「大学」という。）による本市にとって有意な人材の育成及び大学の振興並びに本市と大学の一層の連携の推進を目的として、大学の在学中に本市のまちづくりに寄与し、活性化に貢献するとともに、学業、芸術、スポーツ等に優秀な成績を修め、かつ、学生としての品位を保った者を賞し、大学市長賞を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(大学市長賞の交付)

第2条 大学市長賞の交付は、賞状の交付により行うものとする。

(交付時期)

第3条 大学市長賞の交付は、原則として、交付対象者の卒業式の時期に行うものとする。

(交付対象)

第4条 大学市長賞の交付の対象となる学生は、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とし、表彰対象者数は原則として毎年度各大学1人を限度とする。

- (1) 本市のまちづくりに寄与し、活性化に貢献したこと。
- (2) 学業、芸術、スポーツ等に優秀な成績を修めたこと。
- (3) 学生としての品位を保ったこと。
- (4) 前3号の要件を在学中に備えたことについて、在学する学長の推薦のあること。

(交付申請)

第5条 前条に該当する学生が在学し、大学市長賞の交付を受けようとする大学（以下「申請者」という。）は、市が別に定める日までに、千葉県大学市長賞交付申請書（様式第1号）に千葉県大学市長賞候補者推薦書（様式第2号）を添付して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請の内容が、第4条の規定に照らし、適正であると認めたときは、千葉県大学市長賞交付決定通知書（様式第3号）によ

り申請者に通知し、大学市長賞を交付するものとする。

(変更の報告)

第7条 前条の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容について著しい変更が生じるときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(決定の取消)

第8条 市長は、交付決定後であっても、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その決定を取り消すことができる。

(1) 交付対象者が法令に違反した場合

(2) 第4条の規定に反する事実が判明した場合

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総合政策部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月21日から施行する。

様式第1号

千葉県大学市長賞交付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉県長

所在地

大学又は短期大学名

学長名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

年 月 日 開催の 年度卒業式にあたり、下記の者に大学市長賞を授与していただきたいので、関係書類を添えて申請します。

記

候補者氏名 (ふりがな)

(添付書類)

- 1 千葉県大学市長賞候補者推薦書 (様式第2号)

様式第2号

千葉県大学市長賞候補者推薦書

(ふりがな) 氏名		
学部・学科		
推薦理由	(1)本市のまちづくりへの寄与、活性化へ貢献したこと。 【特に重視する要件】	
	(2)学業、芸術、スポーツ等に優秀な成績を修めたこと。	
	(3)学生としての品位を保ったこと。	
その他		

※推薦理由については(1)～(3)を踏まえ、ご記入ください。